

川原小学校いじめ防止基本方針

<p>【法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「いじめ防止対策推進法」(H25.9) □ いじめ防止等のための基本的な方針 (H25.10) □ 「鹿児島県いじめ防止基本方針」 (H26.3) □ 「霧島市いじめ防止基本方針」(H26.3) □ 「いじめ防止等のための基本的な 方針」の改訂(H29.3) □ 「いじめの重大事態の調査に関する ガイドライン」(H29.3) □ 「鹿児島県いじめ防止基本方針」の 改訂(H29.10) □ 「霧島市いじめ防止基本方針」の改訂 (H29.10) 	<p>【学校教育目標】</p> <p>考え、行動し、心優しく共に生きる川原小学校児童の育成</p>	<p>【霧島市のいじめ防止等に 関する基本認識】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 □ ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 □ まだ気付いていないいじめがある。 □ いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 □ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
---	--	--

【川原小学校いじめ対策委員会】	
<p>〈内容〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通した取組について確認・検討 2 いじめ問題の防止策や、事案に応じた対策や早期解決に向けた取組を確認・検討 3 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成 	<p>〈組織〉</p> <ul style="list-style-type: none"> A 日常的な関係者の会（川原小学校いじめ対策委員会）：管理職、各担任、養護教諭 B 必要に応じて関係者を加えた会：全職員 C 地域の関係者、第三者を加えた会：Aに加え、学校評議員、民生委員、自治会長、PTA役員 D 専門家を加えた会：Cのうち1回は、いじめ問題対策支援室相談員を加える

<p>【PTAとの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ PTA総会、PTA全体会、学級PTAの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の説明 □ 道徳授業の公開と学級PTAでの意見交換 □ 学校ホームページでの学校基本方針公開 □ 家庭教育学級において、人権同和教育に関する内容の位置付け □ 子ども会との連携 	<p>【学校の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> □未然防止 <ul style="list-style-type: none"> ・指導体制（組織、道徳教育等）の充実 ・児童会によるいじめ防止活動 ・全児童での体験活動や遊びを通した人間関係づくり □早期発見 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート、学校楽しいーと実施 ・児童の観察（衣服、所持品、言動の変化） ・家庭との連携（欠席状況、教育相談） □対応 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの実態についての確認 ・事案に関わる児童への適切なケア及び指導 ・保護者、PTAの対応 ・SSW、いじめ相談員等、専門家の活用 	<p>【市教委との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> □定期報告（月1回） □指導主事の派遣及び助言 □いじめ問題対応チームの派遣及び助言 □校内研修への講師派遣 	<p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> □霧島警察署 □青少年育成センター □国分教育支援センター □いじめ問題対策支援室
--	---	---	---